

四徳発電所など 18 発電所の売電に係る仕様書（案）

1 適用

この仕様書は、長野県企業局（以下「企業局」という。）が所有する四徳発電所など水力発電所 18 か所で発電する電力の売電に適用する。

2 業務内容

(1) 概要

企業局は、次に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力（以下「所内電力」という。）及び県庁舎に自己託送する電力（以下「自己託送電力」という。）を除いた全てを買受人に売電するものとする。

なお、県庁舎への自己託送については、現在、令和 5 年 6 月 1 日開始の予定である。

買受人は、企画提案した「ブランド価値」、「地域貢献」及び「大都市との交流」に関する事業（以下「地域貢献事業等」という。）を行うものとする。

(2) 対象発電所

ア 四徳発電所など 11 発電所（以下「非FIT発電所」という。）

| 発電所名 | 四徳発電所 | 小渋第1発電所 | 小渋第2発電所 | 大鹿発電所 | 大鹿第2発電所 |
|--------------|-------------------------|----------------------|------------|-------------|-------------|
| 所在地 | 上伊那郡中川村 | 下伊那郡松川町 | 下伊那郡松川町 | 下伊那郡大鹿村 | 下伊那郡大鹿村 |
| 発電形式 | 水路式 | ダム式 | ダム水路式 | 水路式 | 水路式 |
| 最大出力 | 1,800kW | 3,000kW | 7,000kW | 10,000kW | 5,000kW |
| 発電所運用に係る制約事項 | 農業用水供給に係る制約、異常出水に係る制約あり | ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり | 小渋第一発電所に従属 | 異常出水に係る制約あり | 異常出水に係る制約あり |

| 発電所名 | 奥木曾発電所 | 菅平発電所 | 裾花発電所 | 奥裾花発電所 | 奈良井発電所 |
|--------------|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 所在地 | 木曾郡木祖村 | 上田市真田町 | 長野市小鍋 | 長野市鬼無里 | 塩尻市奈良井 |
| 発電形式 | ダム式 | ダム水路式 | ダム式 | ダム式 | ダム式 |
| 最大出力 | 5,050kW | 5,400kW | 15,500kW | 1,700kW | 830kW |
| 発電所運用に係る制約事項 | ダム利水放流に従属 | ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり | ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり | ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり | ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり |

| 発電所名 | 松川ダム発電所 |
|--------------|----------------------|
| 所在地 | 飯田市上飯田 |
| 発電形式 | ダム式 |
| 最大出力 | 1,200kW |
| 発電所運用に係る制約事項 | ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり |

<特記事項>

各発電所の最大出力は、企業局の都合により変更となる場合がある。

イ 高遠発電所などFIT法の適用を受ける7発電所（以下「FIT発電所」という。）

| | | | | | |
|--------------|---------------|------------------------------|---------|--------------|-----------|
| 発電所名 | 高遠発電所 | 奥裾花第2発電所 | 横川蛇石発電所 | くだもの里まつかわ発電所 | 信州もみじ湖発電所 |
| 所在地 | 伊那市高遠町 | 長野市鬼無里 | 上伊那郡辰野町 | 上伊那郡松川町 | 上伊那郡箕輪町 |
| 発電形式 | ダム式 | ダム式 | ダム式 | ダム式 | ダム式 |
| 最大出力 | 199kW | 999kW | 199kW | 380kW | 199kW |
| 発電所運用に係る制約事項 | 河川維持放流に 従属 | ダム水位運用、農 業用水供給に係る 制約あり | ダム放流に従属 | ダム放流に従属 | ダム放流に従属 |

| | | |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 発電所名 | 小渋えんまん発電所 | 西天竜発電所 |
| 所在地 | 下伊那郡松川町 | 伊那市小沢 |
| 発電形式 | ダム水路式 | 水路式 |
| 最大出力 | 199kW | 3,200kW |
| 発電所運用に係る制約事項 | 小渋第2発電所の 運転に従属 | 農業用水供給に係 る制約あり |

<特記事項>

各発電所の最大出力は、企業局の都合により変更となる場合がある。

3 期間及び電力量

(1) 売電期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

(2) 売電電力量

天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、企業局は発電した全量（ただし所内電力及び自己託送電力を除く。）を売却し、買受人は全量購入するものとする。

(3) 令和5年度の月別予定電力量及び過去3年間の月別売電電力量実績

別表1、2のとおり

なお、県庁舎への自己託送が行われなくなった場合は、別表1の「令和5年度非FIT発電所月別予定売電電力量」の月別の計に「参考 自己託送電力量」を加算する。

(4) 過去1年分の30分毎の発電値及び停止時における所内電力量見込

参加申込者に別途提供する。

(5) 令和5年度の発電所の受電電力量見込

別表3のとおり

4 発電見込み

(1) 発電見込みの調整

次の発電所の発電パターンは、企業局が買受人と調整のうえ決定する。調整の方法については企業局と買受人との協議により定める。（小渋第1、小渋第2、裾花発電所）

(2) 発電見込みの通知

企業局は買受人に対し、各発電所の発電パターン及び1日の電力量予測値（以下「発電見込み」という。）を通知する。発電見込みの通知方法及び通知時刻については、企業局と買受人との協議により定める。

水路式発電所（四徳、大鹿、大鹿第2及び西天竜発電所）にあっては、河川からの取水量により発電量の変動することから、通知した発電見込みと実績値とが相違する場合がある。

5 発電の停止および制限

企業局は、発電見込みの通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) ダム式及びダム水路式の発電所にあつては、ダム及び利水者からの要請
- (4) 水路式発電所にあつては、取水する河川の流量変動
- (5) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (6) 送配電事業者からの要請
- (7) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- (8) 電力広域的運営推進機関の指示等

6 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。通知の方法等は協議により別に定める。

7 電力料金

(1) 電力料金の算定

ア 非FIT発電所

買受人が企業局に支払う毎月の電力料金は、原則として次の（ア）又は（イ）で定める算定方法による。

(ア) 一部料金制の場合

当該月の受給電力量に提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額}$$

(イ) 二部料金制の場合

予定売電電力量に提案のあった買取単価（非化石価値単価除く）に基本料金割合（％）を乗じ、更に100で除した金額の12分の1の額（基本料金）と、当該月の受給電力量に買取単価（非化石価値単価除く）に100から基本料金割合（％）を減じた値を乗じ、更に100で除した額（従量料金）と当該月の受給電力量に非化石価値単価を乗じた額（非化石価値料金）を合算した額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} + \text{非化石価値料金} + \text{消費税等相当額}$$

$$\text{基本料金} = \text{予定売電電力量} \times \text{買取単価 (非化石価値単価除く)} \times \text{基本料金割合 (％)} \div 100 \div 12$$

$$\text{従量料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価 (非化石価値単価除く)} \times (100 - \text{基本料金割合 (％)}) \div 100$$

$$\text{非化石価値料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{非化石価値単価}$$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

イ FIT発電所

買受人が企業局に支払う毎月の電力料金は、原則として次に定める算定方法による。

当該月の受給電力量に提案のあった上乗せ買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{上乗せ買取単価} + \text{消費税等相当額}$$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電力料金の支払い

原則として、企業局は(1)により算定した電力料金を検針日の翌月の10日までに買受人に請求し、買受人は、請求の日から10日以内(以下「支払期日」という。)に企業局に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払う。

8 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結すること。

(2) 取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により、発電所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用は全て買受人の負担とする。

(3) 契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 守秘義務

買受人は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(5) インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応(バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など)を行うものとする。

(6) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続き全ては、買受人が行う。

(7) 非化石単価値

本契約には、総合資源エネルギー調査会において検討されている非化石価値を含むものとし、総合資源エネルギー調査会での検討結果や非化石価値等の付加価値に関する法令の改正等の状況により、その取扱いについて協議するものとする。

(8) 発電側基本料金

電力・ガス取引監視等委員会において検討されている発電側基本料金が、本契約期間中に導入された場合は、企業局及び買受人が発電側基本料金の負担に係る契約変更の協議を行い、必要な

額を買取単価に転嫁するものとする。

(9) 給電申合せ書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、必要事項を定めた申し合せ書を双方協議のうえ作成、締結する。

(10) 地域貢献事業等の計画

買受人は、地域貢献事業等を実施するにあたり、その実施計画を企業局に提出する。

(11) 地域貢献事業等の実施報告

買受人は、地域貢献事業等の実施状況について、企業局に報告すること。

(12) 電力販売実績の実施報告

買受人は、月別、法人・個人の別、都道府県別の電力販売実績企業局に報告すること。

(13) 企業局事務所等への企業局電力の販売（非化石価値付）

買受人は、企業局北信発電管理事務所にある水素ステーションに企業局電力を販売するものとする。

(14) 発電所で使用する電力の供給及び試運転電力の買取

買受人は、企画提案書附表により発電所で使用する電力の供給方法及び試運転電力の買取について提案した場合には、その内容に基づき別途企業局と契約を行うものとする。

なお、提案内容によっては、この限りではない。